その他

行政書士無料相談会

▼日時　12月21日(日)
午後1時30分～4時30分
▼場所　利根町文化センター　1階講座室
▼相談受付　事前予約（6組まで）
▼相談内容　相続、遺言、農地転用、外国人の在留資格、官公署の許認可全般
申午前10時～午後2時
※相談日の3日前までに電話で申し込む
問☎090・1603・7374　野村

令和8年度償却資産の申告

▼償却資産とは
事業に使用する資産（構築物、機械装置、器具、備品など）のことで、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象です。
償却資産の所有者は、毎年1月1日現在で所有する資産の申告が法律により義務付けられています。
前年中の資産増減が無い場合にも申告は必ず行ってください。
▼申告書について
町で把握をしている事業者の皆さまについては、12月中旬に申告に関する書類を送付します。
町内に償却資産を所有している事業所で書類が届かない場合には、税務課資産税係までお知らせください。
▼申告期限　令和8年1月30日(金)
問税務課　資産税係
☎68・2211（内線208）

マイナンバー（個人番号）カード休日交付専用窓口開設

▼開設日時
12月7日・14日、令和8年1月25日の日曜日　午前8時30分～正午
※必ず本人がお越しください。
※交付申請は受け付けていません。ただし、マイナンバーカードの記載内容変更・電子証明書の更新・暗証番号の再設定は受け付けます。
▼交付場所　役場1階　住民課
問住民課　窓口係
☎68・2211（内線162）

ヒートショックを予防しましょう

急激な温度変化がもたらす身体への影響を、ヒートショックといいます。部屋の移動や入浴に伴う室温と浴槽のお湯の温度差により、血圧が大きく変動し、意識消失や脳卒中、心筋梗塞への危険が高まります。冬場に多く見られ、高齢者は特に注意が必要です。予防のため、次の6つの対策を心がけましょう。

～入浴前の注意ポイント～
①脱衣所や浴室を温める
②お湯の温度を41℃以下に設定する
③飲酒後、食事直後、服薬後の入浴を控える
④入浴前に家族に一声かける
⑤浴槽から急に立ち上がらないようにする
⑥家族は入浴中の高齢者の動向に注意する
問稲敷広域消防本部　救急課
☎0297・64・3846

食中毒に注意‼

ノロウイルスによる食中毒は、寒く乾燥している冬季に特に多く発生します。感染すると、1～2日後に嘔吐や下痢、腹痛、発熱などの症状が現れ、感染した人が調理をした食品を介して二次感染を引き起こします。ノロウイルス食中毒予防の4原則を徹底しましょう。

①持ち込まない
嘔吐や下痢、腹痛の症状があるときは、食品を直接取り扱う作業は控えましょう。
②つけない
調理や食事の前やトイレに行った後には、せっけんを使いしっかり手洗いをしましょう。
③やっつける
ノロウイルスを死滅させるために、食品（特に二枚貝など）は中心温度85～90℃で90秒以上の加熱をしましょう。
④拡げない
ノロウイルスの消毒には塩素系消毒剤（次亜塩素酸ナトリウムなど）が有効です。トイレや多数の人が触れる場所の消毒を徹底しましょう。感染者のおう吐物や汚染されたものを消毒する際は、マスクやビニール手袋を使うなど十分注意し、二次感染を予防しましょう。
問竜ケ崎保健所　衛生課
☎0297・62・2163

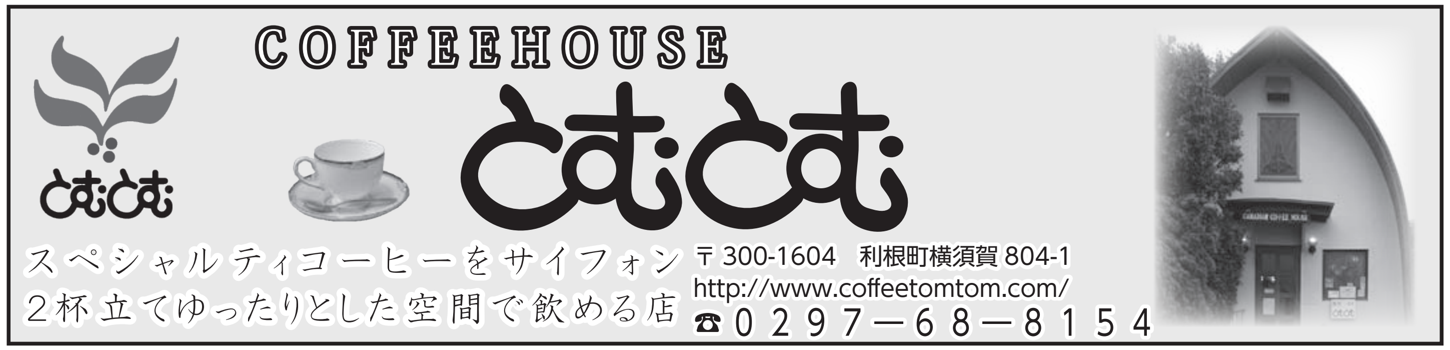

男女共同参画ってなあに？　Part 140

ワークとライフのバランスを考えてみませんか？

「男は仕事、女は家庭」から、みんなのワーク・ライフ・バランスへ

「男は仕事、女は家庭」というフレーズに代表される、性別によって役割を決めつけるような考え方を「固定的性別役割分担意識」といいます。昔は、男性が外で働き、女性が専業主婦として家を守る、という世帯が一般的であったため、「仕事と家庭を両立」することが重要視されておらず、多くの男性は、大黒柱として一家を支えるべく「仕事中心」の生活を送ってきました。

世の中の変化に伴い、現在では共働き世帯の数は、妻が専業主婦の世帯の2倍以上にも達しています。家事や育児は女性の役割という価値観から、夫婦でそれらを分担し、お互い協力して仕事と家庭を両立すべきという価値観に変わりつつあります。

育児・介護休業法が改正されました

男女ともにワーク（仕事）とライフ（生活）のバランスを取りやすくするため、法律や制度の改正が行われています。今年4月からは、育児・介護休業法が改正され段階的に施行されています。

改正内容の一部を、右の表でご紹介しています(厚生労働省ホームページより)。子育て世帯の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護に伴う離職を防ぐための雇用環境整備、さらに個別周知や意向確認の義務化など、仕事と育児・介護を両立しやすい環境づくりが進められています。

●子の看護休暇の見直し

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	**小学校3年生修了**まで
取得事由の拡大 （③④を追加）	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 **③感染症に伴う学級閉鎖等** **④入園（入学）式、卒園式**
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 **※②を撤廃**
名称変更	子の看護休暇	子の看護**等**休暇

※ 取得可能日数は、現行日数（1年間に5日、子が2人以上の場合は10日）から変更ありません。

みんなで理想のバランスを考えよう

ワーク・ライフ・バランスは、仕事（ワーク）とプライベートな生活（ライフ）の両方を調和させることで、バランスをとることを指します。「生活」が充実すると「仕事」のモチベーションアップに、「仕事」がうまくいけば私生活も潤うなど、相乗効果が得られます。どちらかを犠牲にするものではありません。性別を問わず男女がともに家庭生活へ積極的に関わり、ワーク・ライフ・バランスをとるためは、まずは家族で話し合う時間を作ることが大切です。

●介護離職防止のための雇用環境整備

介護休業や介護両立支援制度等（※）の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下①～④のいずれかの措置を講じなければなりません。

① 介護休業・介護両立支援制度等に関する**研修の実施**
② 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備（**相談窓口設置**）
③ 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の**事例の収集・提供**
④ 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の**利用促進に関する方針の周知**

※ ⅰ介護休暇に関する制度、ⅱ所定外労働の制限に関する制度、ⅲ 時間外労働の制限に関する制度、ⅳ 深夜業の制限に関する制度、ⅴ介護のための所定労働時間の短縮等の措置